

子ども・子育て新システムに関する意見

去る 7 月 29 日に、少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育てに関する中間とりまとめ」においては、残された検討課題について、ワーキングチームでの検討を進めることとされ、地方公共団体をはじめとする関係者との協議を経て成案をとりまとめ、平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することとしている。

ワーキングチーム再開に先立ち、本会としてとりあえずの意見を下記のとおり提出する。なお、今後の検討にあたっては、これらの意見も踏まえ、新システムの実施主体となる市町村の意見を十分に聞きながら進めること。

記

1. 地域の実情に応じた制度設計とすること

子ども・子育て支援については、従来町村が地域の実情に応じて、様々な手法で展開しているところである。地域主権の観点からも、国による義務付け・枠付けは必要最小限とし、地方がそれぞれの地域の実情に応じた給付・事業の提供ができるような制度設計とすること。

その際、地域の実情を熟知した市町村の自主性を最大限尊重することとし、市町村がこども園（仮称）等の運営実態の把握や所要の調整を行える権限を有するよう配慮すること。

2. 全国一律の現金給付は国が担い、現物サービスは地方が担うこと

子どものための現金給付（現：子ども手当）は、全国一律で支給されるものであり、町村の裁量の余地がないことから、子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象から外し、別途国の責任において給付すること。

また、こども園給付（仮称）等は、地域子育て支援事業（仮称）等のサービス給付と明確に区分し、国の責任において支給すること。

一方、地域子育て支援事業（仮称）は、市町村が幅広く地域の実情に応じた事業提供を可能とするしくみとすべきであり、国の関与は極力なくすこと。

3. 必要な財源を必ず確保すること

新システムは、サービスの質の向上や量的拡充を図るものであり、相応の財源が必要となることから、実施に支障をきたすことがないように、社会保障改革に必要な財源と一体的に所要額を必ず確保すること。

4. 幼保一体化を促進すること

地方において効率的に事務処理ができる仕組みとするため、制度の一体化にあわせ、国における所管を一元化すること。

また、総合施設（仮称）への移行が円滑に進むよう、施設整備や人的体制の確保に向けて、万全な財政措置を講じること。

5. 準備期間を十分に設けること

新システムでは、総合施設（仮称）の創設等、現在の制度に大きな変更を伴うものが含まれており、また、実施主体となる市町村には、事業計画の策定や認定事務等、多くの事務が発生することから、現場の行政、施設、子ども、保護者等が混乱することのないよう、十分な準備期間を設けること。

6. 周知を徹底すること

新システムは、多方面に大きな影響を与える施策であるため、保護者や施設職員等の子育て関係当事者に対して、国が責任をもって新システムについての周知徹底を図ること。

平成 23 年 10 月 18 日

全 国 町 村 会

